

三鷹市教育委員会 様

学園・学校名 三鷹の森学園三鷹市立第五小学校
校長名 中 島 亮 子 印

令和6年度 校内通級教室の教育課程について（届）

このことについて、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、校内通級教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 校内通級教室の教育目標

- (1) 周囲の状況に応じ、適切に人とかかわり、自分の意思を伝える意欲と技能を身に付ける。
- (2) 自分の感情や行動をコントロールし、在籍学級の中で円滑に生活できるようにする。
- (3) 興味や関心の幅を広げ、できることを増やし、学習への意欲や自己肯定感・有用感を育てる。
- (4) 自分の課題を受け止め、多面的な自己理解ができるようにする。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 在籍学級への適応と将来の自立、ウェルビーイングの実現を目指し、学習・行動・運動、認知発達やコミュニケーションの特徴とそれに関する課題を的確に把握し、人間力・社会力を育む。
- (2) 児童の実態に適した指導方針と個別指導計画を保護者、担任と共に作成することで、より個に応じた指導方法や環境、支援体制を構築し、学習上または生活上の困難の改善を図る。
- (3) 個別指導や小集団指導を効果的に組み合わせることでチームによる指導を行う。
- (4) 保護者・在籍学級・専門家・関連機関との連携を密にし、指導の連携と充実を図る。また、指導目標の達成度や指導終了に向けた方向性を適宜確認し、評価していく。
- (5) 通級児童に対する周囲の理解を深め、お互いを認め合い協力した学校生活が送れるようにする。

3 指導の重点

- (1) 周囲の状況や自他の気持ちを整理し、理解するとともに、気持ちの切り替え方や自分の意思を適切に伝える方法を身に付けさせることで、心の安定やコミュニケーション能力の向上を図る。
- (2) 集団のきまりを理解し、自分の感情や行動をその場に応じてコントロールできるように支援することで、自分にあった方略を考え、在籍学級における集団生活への円滑な参加を図る。
- (3) 様々な活動と一緒に取り組み、意図的に身体を動かしたり新たな経験を積み重ねたりすることで関心の幅を広げ、新奇場面への抵抗を軽減し、できることを増やす。
- (4) 個々の課題とその背景を把握し、実態に応じた自立活動や得意な認知能力を生かした指導を行い、個に応じた指導方法、支援体制の充実を図ることで、在籍学級の学習参加への意欲を喚起する。

4 その他の配慮事項

- (1) 効果的な指導を行うため、一人ひとりの明確なねらいに即して、通級曜日・グループ構成・指導形態・指導内容、指導時間を決定する。また、ICTを活用した指導、支援も行っていく。
- (2) 低学年「基礎的な学習姿勢や基本的行動様式の確立」、中学年「自己表現力とコミュニケーション力の向上」、高学年「将来を見据えた（進路指導を含む）自己理解」を中心とし、個に応じた指導を行う。また、全学年を対象に援助要請スキルの向上と個に応じた学習方法の習得を図る。
- (3) 校内通級アドバイザーや言語聴覚士・作業療法士の助言を生かして個別指導計画の作成やケース会議を行う。児童の実態に即してその都度指導内容・方法を検討し直し、実践する。
- (4) 校内通級専門員・在籍学級・関連機関・総合教育相談室・他の校内通級教室・固定制の教育支援学級との連携を密にし、指導力の向上を図るとともに日常の教育活動に生かす。
- (5) 指導毎の連絡帳での情報共有や定期的な面談を保護者、担任と行い、支援を効果的に進める。